

# 情報科学高等学校魅力化コンソーシアム 規約

## (名称)

第1条 本コンソーシアムの名称は「情報科学高等学校魅力化コンソーシアム (以下「コンソーシアム」という。)」とする。

## (目的)

第2条 情報科学高等学校を中心に学校と行政、地域企業等が協働することで地域に開かれた学校作りを目指すとともに、幼児から社会人に至るまでの一貫した地域人材育成システムを構築し、地域の活性化に資することを目的とする。

## (所掌事項)

第3条 コンソーシアムは前条の目的を達成するため次の各号に掲げる項目について協議し、承認するものとする。

- (1) 「安来市及び情報科学高等学校との市内地域情報化・産業化の発展に向けた包括連携協定」に基づき、地域の発展に資する事項
- (2) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

## (組織)

第4条 コンソーシアムは、別表1に掲げる情報科学高等学校と地域との協働活動に関わる人材及び団体により構成される。

- 2 事業推進本部を設置する。事業推進本部会議を開催し、コンソーシアムの運営を行う。
- 3 校内の組織として魅力化推進本部を設置する。事業計画の詳細な検討及び校内調整を行い、事業推進本部に提案・報告を行う。
- 4 コンソーシアムには、情報科学高等学校に事務局として魅力化推進部を置く。

## (会長、副会長及び事務局長)

第5条 コンソーシアムに以下の役職をおく。

- 一 会長 1名
  - 二 副会長 1名
  - 三 事務局長 1名
  - 四 委員 別表1に掲げる構成団体から原則1名とする。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
  - 3 会長は、会務を総理し、コンソーシアムを代表する。
  - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。
  - 5 事務局長は魅力化推進部長を充て、事務を整理する。

(役員)

第6条 コンソーシアムの委員は、会長が指名する。

2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の在任期間とする。

(事業推進本部会議)

第7条 コンソーシアムの事業推進本部会議は、会長が副会長と協議の上、招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りではない。

2 事業推進本部会議は、原則年3回開催する。

3 事業推進本部会議は、原則委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

5 全体会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(事業推進本部会議における承認事項等)

第8条 会長は、第3条に掲げる事業について承認を得るものとする。

2 会議は事業推進本部での活動や決定事項について共有・振り返り・熟議することで、デジタルイノベーション創出人材の育成に向け、よりよい研究開発を推進するための連絡・調整・支援を行う。

(魅力化推進本部)

第9条 魅力化推進本部（以下、「推進本部」とする。）を設置する。推進本部は魅力化推進委員会を実施し、事業計画の検討を行う。

2 推進本部は、校長・教頭・事務長・魅力化推進部長・教務主任・進路指導主事・商業部長で構成する。

3 推進本部の事業計画は、事業推進本部において決定する。

(魅力化推進部)

第10条 魅力化推進部を設置する。魅力化推進部は魅力化推進部会を実施し、事業計画の検討を行う。

2 魅力化推進部は、魅力化推進部長と部員で構成する。

3 魅力化推進部はコンソーシアムの各構成団体と連携して研究開発を推進し、魅力化推進本部に企画を提案して、評価を受ける。

(規約の変更等)

第11条 この規約は、事業推進本部会議の承認を得て変更する。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、令和2年4月20日より施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

所属・職	
1	安来市
2	安来市教育委員会
3	安来商工会議所
4	安来市商工会
5	安来市内小学校長会
6	安来市内中学校長会
7	島根県商工労働部雇用政策課
8	島根県商工労働部産業振興課
9	島根県情報科学高等学校 PTA
10	情報科学高校卒業生会 凌雲会
11	島根県立情報科学高等学校